

(写)

前橋市教育委員会告示第5号

前橋市教育委員会3月定例会を次のとおり招集します。

令和8年3月10日

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

- 1 日 時 令和8年3月17日(火) 午後2時30分
- 2 場 所 市役所11階北会議室
- 3 付議事件
 - (1) 議案第8号 前橋市指定文化財の指定について
 - (2) 報告第1号 職員の人事異動(課長級以上)の臨時代理について
 - (3) 報告第2号 市費負担教職員(管理職)人事の内申の臨時代理について

令和8年3月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 職員の人事異動（副参事級以下）の専決について
- (2) 前橋市立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画について

2 提出議案

- (1) 議案第8号 前橋市指定文化財の指定について
- (2) 報告第1号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について
- (3) 報告第2号 市費負担教職員（管理職）人事の内申の臨時代理について

3 その他

- (1) 行事予定について（総務課）
- (2) 令和7年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について（文化財保護課）
- (3) 第2期前橋市学校教育情報化推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果と推進計画の確定について（学校教育課）
- (4) 令和8年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について（前橋高等学校）
- (5) 第4回前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について（生涯学習課）
- (6) 第3回前橋市公民館運営審議会の開催結果について（生涯学習課）

※下線については、当日送付

前橋市立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8 年 3 月 日
前橋市教育委員会

第 1 本計画策定の趣旨等

1 本計画の趣旨

働き方改革に関する関係法令が整備され、全国的にも取組が進められる中であって、学校における働き方改革、教職員の多忙化解消は喫緊の課題である。

前橋市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、平成 20 年に「教員のゆとり確保検討委員会」が示した「教員のゆとり確保に関する提言」をもとに、多忙化、長時間勤務の現状の改善を図ってきた。教職員の心身の健康や、ワーク・ライフ・バランスを保つことにより、子どもたちとしっかり向き合う時間が確保され、学校の教育力の一層の向上や、子どもたちの健やかな成長を支えることにつながるなどの考えの下、各種非常勤職員の配置など、様々な取組を進めてきた。

平成 30 年以降は、「前橋市教職員のゆとり確保検討委員会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、リーフレットの作成、音声ガイダンスの導入など、具体的な取組を進めてきたところであり、現在は、県の多忙化解消に向けた協議会の提言も踏まえ、各関係団体等との連携により、取組を進めている。

県においては、令和 6 年 3 月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第 4 期群馬県教育振興基本計画）により、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げ、教職員の働き方向上の観点から、多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上のための施策を推進している。

国においても、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和 7 年 6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を全部改正し、令和 7 年 9 月 25 日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第 8 条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

市教育委員会では、上記給特法及び国指針の改正を受けて、ここに「前橋市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

2 本計画の対象者

本計画は、前橋市立学校の教育職員（給特法第 2 条第 2 項に規定するもの。以下「教員等」という。）を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員）については、36 協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

3 本計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度まで（4 年間）

第2 本市の状況

1 本計画における「在校等時間」

国指針に示されている「在校等時間」を基本とする。
具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- ① 給特法第6条及び県条例第7条第2項に規定される業務（以下、「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間
- ③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教員等が申告した時間
- ④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

2 勤務時間の記録方法

- (1) 在校等時間の記録については、群馬県教育委員会が作成した「在校等時間記録ファイル」を使用する。
- (2) 校内環境の事情等から、上記「在校等時間記録ファイル」を直接使用できない教員等がいる場合には、適切な方法により記録を行う。
- (3) 当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各学校において、その管理及び保存を適切に行う。
なお、当該記録については、記録が行われた年度を除き、3年間保存する。

3 時間外在校等時間の上限の目安時間

市教育委員会は、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、「前橋市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を制定し、教育職員の時間外在校等時間の上限に関し、以下のとおり定め、業務量の適切な管理を行っている。

【規則の概要】

○前橋市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（前橋市教育委員会規則第3号）

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月 45時間以内
- ② 1年間 360時間以内

【例外】

市教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間又は月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1箇月の時間外在校等時間の合計時間について100時間未満
- ② 1年の時間外在校等時間の合計時間について720時間
- ③ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月又は5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において、1箇月当たりの時間外在校等時間の合計時間の平均時間について80時間
- ④ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間の合計時間が45時間を超える月数について6箇月以内

4 本市の現状と課題

本市における教員等の令和6年度の時間外在校等時間の現状と課題は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間（月別平均時間）

時間外在校等時間 月別平均時間（時間／月）

年月	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園（参考）
令和6年4月	38時間32分	45時間24分	23時間49分	39時間08分	17時間12分
5月	38時間16分	48時間28分	24時間10分	34時間57分	20時間41分
6月	33時間15分	41時間57分	17時間06分	40時間30分	24時間41分
7月	27時間10分	36時間18分	11時間28分	25時間17分	13時間23分
8月	1時間06分	6時間24分	0時間35分	15時間00分	2時間29分
9月	29時間40分	40時間42分	17時間07分	33時間53分	16時間08分
10月	36時間31分	42時間25分	18時間49分	36時間04分	26時間01分
11月	31時間23分	38時間01分	16時間07分	34時間23分	16時間03分
12月	26時間16分	30時間24分	14時間41分	28時間15分	11時間51分
令和7年1月	24時間02分	29時間19分	17時間54分	27時間46分	15時間06分
2月	25時間49分	28時間36分	17時間17分	25時間56分	17時間43分
3月	30時間15分	30時間44分	21時間03分	24時間02分	19時間32分
令和6年度平均	28時間31分	34時間54分	16時間41分	30時間26分	16時間44分

【毎月実施している時間外在校等時間調査より】
（令和6年4月～令和7年3月）

【現状】

令和6年度月別平均時間外在校等時間の平均は、小学校で28時間31分、中学校で34時間54分、特別支援学校で16時間41分、高等学校で30時間26分、幼稚園で16時間44分であった。これらの数値は、国が掲げる「令和11年度までに、1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度にする」という目標と比較すると、小学校、特別支援学校の平均時間ではすでに30時間を下回っている状況にある。一方、中学校では約5時間、高等学校では約30分程度多い状況にある。

小学校、特別支援学校については、令和6年度平均で30時間を下回っている点は、近年の働き方改革や業務改善施策の効果が現れていることを示している。ただし、30時間を下回っているからといって課題が解消されたわけではない。小学校では、平均30時間を超える月が複数存在しており、年度の平均で達成していても繁忙期の負担は依然として大きい。

中学校、高等学校では、部活動や学校行事など時間外在校等時間における時間外勤務の要因が多く、令和6年度平均で約35時間となっている状況ではあるが、中学校の令和5年度の時間外在校等時間の平均は39時間18分で約4時間程度、高等学校の令和5年度の時間外在校等時間の平均は33時間26分で約3時間程度改善傾向がみられる。小学校同様、繁忙期の負担が大きい現状がある。

また、80時間超えの教員も存在しており、教員等の時間外在校等時間が二極化している現状もあり、業務負担が偏り、個人差が大きい傾向にある。

特別支援学校においては、医療的ケアや個別支援計画作成など専門性の高い業務が集中し、精神的に負担が大きくかかるなど、時間外在校等時間だけで計ることのできない現状もある。

(2) 1年間時間外在校等時間

下の表は、本市の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校における教員等の令和6年度の年間時間外在校等時間を、年間360時間を基準として分類した割合を示している。

令和6年度 年間時間外在校等時間360時間以内・超えの教員等の割合(%)

1年間(個人)	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	幼稚園(参考)
360時間以内の教員等の割合	59.81%	42.86%	94.44%	54.17%	90.0%
360時間超えの教員等の割合	40.19%	57.14%	5.56%	45.83%	10.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【毎月実施している時間外在校等時間調査より】

【現状】

令和6年度における教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間を分析した結果、360時間を超える教員等の割合は小学校で40.19%、中学校で57.14%、特別支援学校で5.56%、高等学校で45.83%であった。これは、月平均で約30時間を超える勤務を意味し、国が掲げる「令和11年度までに月平均30時間程度」という目標を個人レベルで見ると、小学校では約4割、中学校では約6割、高等学校では4~5割が未達成であることを示している。一方、特別支援学校では9割以上が目標を達成している現状がある。

この結果から年度平均では目標を達成していても、個人的にみると負担の偏りが顕著であることがわかる。特に、中学校、高等学校では部活動や学校行事などが、教員の長時間勤務を招いていることが考えられる。月80時間超に達する月が複数ある教員も存在し、過重な勤務は心身の健康リスクを高めるだけでなく、教育の質にも影響を及ぼす可能性があることが課題である。

(3) 時間外在校等時間の推移

各学校(園)における時間外在校等時間45時間超え・80時間超えの教員等の割合の変化(%)

年月	小学校		中学校		特別支援学校		高等学校		幼稚園(参考)	
	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え	45時間超え	80時間超え
平成30年11月	/	3.2%	/	17.4%	/	0%	/	10.8%	/	0%
令和元年11月	32.3%	1.0%	51.3%	11.9%	3.7%	0%	26.9%	9.5%	5.3%	0%
令和2年11月	23.9%	0.7%	46.8%	9.4%	2.0%	0%	32.6%	9.3%	0%	0%
令和3年11月	29.5%	0.8%	48.8%	8.3%	7.1%	0%	34.8%	4.3%	0%	0%
令和4年11月	28.3%	1.5%	41.5%	6.3%	7.1%	0%	33.3%	8.3%	0%	0%
令和5年11月	27.9%	1.3%	34.1%	5.0%	8.0%	0%	29.2%	10.4%	0%	0%
令和6年11月	29.3%	1.4%	31.1%	4.3%	3.6%	0%	29.2%	6.3%	10.0%	0%
令和7年11月	24.0%	0.8%	29.3%	3.1%	3.1%	0%	25.2%	6.3%	0%	0%

【毎月実施している時間外在校等時間調査より】

※平成30年度は80時間超えの割合のみ調査実施

【現状】

小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の各校種ともに、緩やかな改善傾向がみられる。この背景には、業務削減、ICT活用等、各学校における働き方改革への意識の高まりと取組の努力であると考えられる。

一方で、令和7年11月時点で小学校、高等学校では約4人に1人、中学校では約3～4人に1人が45時間超えとなっており、小学校の約100人に1人、中学校の約33人に1人が80時間超えという状況である。中学校、高等学校においては、80時間超えの教員等が一定数おり、部活動による大幅な超過勤務が原因の一つとして考えられる。

第3 本計画の目標

1 時間外在校等時間に関する目標

以上の現状を踏まえ、次のとおり目標を定める。

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合
令和11年度までに100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間
令和11年度までに、一人あたり30時間を下回るようにする。

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下とする。【令和6年度 9.73%】

※全国平均14.6%（令和6年度公益社団法人全国労働衛生団体連合会）

※ストレスチェックの評価基準は、おおよそ全体の10%程度が高ストレス者となるように設計されている。

- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【令和6年度 80.6】

※仕事のストレスが従業員の健康に与える影響度を示す指標で、全国平均を100とし、数値が高いほど健康リスクが高い。

・教員等が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、給特法改正の趣旨を踏まえ、学校現場における業務の見直しと働き方改革を一層推進するため、業務量管理・健康確保措置を具体化した。本計画では、業務の3分類に基づく整理を行い、ICT活用や外部人材との連携など、効率化と負担軽減を両立する取組を以下に示している。これにより、教員等が本来の教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒へのより良い教育を目指す。

1 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

(1) 学校以外が担うべき業務

◆通学路の見守り活動等（3分類①関係）

・通学路の安全確保については、保護者や地域、関係団体との連携を図りながら、見守り活動や通学路の安全点検・整備を継続的に実施する。

◆過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤関係）

・過剰な苦情や不当な要求への対応については、スクールロイヤーなどの専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応を行う。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（3分類⑥関係）

・教員等の専門性に深く関わるものを除き、事務職員の協力を得ながら回答を行う。

- ・校内の情報・データを整理し、デジタルツール等の活用により、調査・統計等への負担軽減を図る。
- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の保守管理（3分類⑧関係）
 - ・ICT 機器や校内ネットワーク設備の保守・管理については、委託業者を中心に整備し、教員等の業務負担軽減と安定的な運用を図る。
- ◆部活動の運営（3分類⑨関係）
 - ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
 - ・部活動の指導においては、部活動外部指導協力者や部活動指導員の配置、地域クラブへの地域展開・連携を推進することにより、教員の負担軽減を図る。
 - ・部活動指導員に対し、研修等を通じて、部活動の適正化やガイドラインの浸透を図る。
- (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - ◆授業準備（3分類⑩関係）
 - ・校務補助員等の支援スタッフとの協働や ICT の活用により、教材研究や授業準備等の業務負担を削減するとともに、授業改善に向けた具体的な取組を定期的に見直す。
 - ◆学習評価・成績処理（3分類⑪関係）
 - ・ICT の活用により、学習評価及び成績処理に係る業務の効率化と正確性の向上を図る。
 - ◆学校行事の準備・運営（3分類⑫関係）
 - ・修学旅行等の学校行事に関する調整や準備業務については、事務職員や旅行業者等との協働体制を構築し、修学旅行費の取扱いや行程の検討などに係る教員の業務負担軽減を図る。
 - ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門スタッフ及び警察や児童相談所などの行政機関等を活用する。
 - ・不登校支援においては、教育支援教室や不登校児童生徒オンライン支援「まえばしコネクト」を活用し、学習支援・相談支援を推進する。

(4) 上記3分類以外の措置の推進

前橋市においては、教員等の業務負担軽減と校務の効率化を図るため、学校現場における以下の具体的な措置を推進する。

- ◆校務支援システムの活用
 - ・校務支援システムを活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷・配布の手間を削減する。
 - ・文書のデジタル化を促進し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。
- ◆勤務時間外の電話対応
 - ・勤務時間外の電話対応については、留守番電話および自動応答での対応を推進する。
 - ・保護者や地域住民に対しては、対応可能な時間帯を明確に周知する。
- ◆学校行事・研修の精選・オンライン化
 - ・学校行事や研修については、目的や効果を精査し、学校行事の教育的な効果も確認しつつ教職員の業務負担軽減を図る。
 - ・研修については、研修効果を鑑みオンライン研修を活用し、移動時間を削減する。
 - ・各校においては、年間計画の段階で会議・研修の必要性を検討し、効率かつ効果的な運営を目指す。

2 教員等の健康及び福祉の確保に関する取組

教員等の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ◆1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教員等に医師による面接指導を実施する。
 - ・月時間外勤務 80 時間超えの教員等に対して、本人からの申し出により、医師による面接指導を実施（労働安全衛生法に基づいた対応）。
 - ・月時間外勤務 100 時間以上、または複数月平均 80 時間超えの教員等に対して、本人からの申し出の有無に関わらず、医師による面接指導を実施する（人事院規則に基づいた対応）。

- ◆ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進する。
 - ・労働安全衛生法で実施が義務付けられていることから、目標値は100%とする。（令和7年度実績は91.7%）
- ◆ 心身の健康問題についての相談窓口等を周知する。
 - ・公立学校共済の相談窓口、群馬県教育委員会のメンタルヘルス研修を周知する。
- ◆ 上記に関連する取組、今後のフォローアップについて
 - ・関係部局・関係機関と連携し、学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に取り組む。
 - ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、群馬県教育委員会が作成した「在校等時間記録ファイル」を活用することで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等の目標の達成状況については、ストレスチェックの結果及び業務量管理調査から把握する。

第5 実効性の確保

本計画は、学校における働き方改革、多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識する。また、本計画の実効性を確保するため、市教育委員会及び校長、各教職員は、以下の取組を進める。

1 前橋市教育委員会における取組

- ・市教育委員会は各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて校長と連携しながら取組を推進する。
- ・在校等時間記録ファイル、ストレスチェック、業務状況調査など複数のツールを活用し、目標達成状況を定量的（勤務時間、業務量）および定性的（職場環境、教職員の意識）に把握し、改善のPDCAサイクルを確立する。
- ・教職員の在校等時間の状況を把握し、総合教育会議等において、計画の進捗状況を定期的に報告することで、関係機関との連携を強化する。

2 前橋市立学校における取組

- ・各学校は、休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。
- ・各校長は、本計画や学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進める。
- ・各校長は、教員等の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保する。
- ・特に、規則で定める時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。
- ・教員等は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録から、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行する。

3 保護者・地域・関係団体との連携

- ・市教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るように努める。
- ・前橋市立学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえ、本計画に基づいて教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

教育委員会議案第8号

前橋市指定文化財の指定について

前橋市文化財保護条例（昭和38年前橋市条例第19号）第3条の規定に基づき、前橋市指定文化財に指定しようとする。

令和8年3月17日提出

前橋市教育委員会
教育長 吉川 真由美

記

- 1 指定しようとする物件
前橋市指定重要文化財 稲葉家文書および関連資料一式
- 2 指定年月日
議決の日

1 名称案

稲葉家文書および関連資料一式

2 所在地

前橋市総社町三丁目 11-4 前橋市文化財保護課

3 員数

92 件 (230 点)

附：211 件 (831 点)

4 所有者及び管理者

所有者 前橋市大手町 2 丁目 12 番 1 号 前橋市長

管理者 前橋市大手町 2 丁目 12 番 1 号 前橋市長

5 概要

本物件は、令和 5 年 6 月に所有者の稲葉朝成氏（東京都在住）より、前橋市に寄付された資料群である。現在、前橋市総社町三丁目 11-4 に保管されている。

資料群については、大きく 4 群で構成される。

1 群は近世（江戸時代）の資料群である。歴代松平大和守家藩主発給の知行宛行状（ちぎょうあてがいじょう）を中心として、礼状なども含んでいる。

次に 2 群は、近代（明治時代）の資料群である。朝成氏の祖父に当たる秀作は、国立第三十九銀行頭取、第四代前橋市長を歴任するなど前橋市、群馬県の政財界に大きな足跡を残した人物として知られる。秀作の写真や葬儀での弔辞、また、日露戦争で戦死した長男茂太に関する資料である。政治家の名刺や絵葉書、日記なども含まれている。

3 群は朝成氏の父、稲葉朝秀（ともひで）に関わる資料群である。昭和期のもので、多くの政財界人の名刺や手紙などからなる。朝秀は、群馬町金古（現高崎市金古町）に居を移した牧家から、秀作長男茂太亡き後の跡取りとして稲葉家に養子として入った人物である。横浜で三菱倉庫、日本鋼材、米国陸軍横浜港湾司令部センターピアーなどに勤務しながら、横浜群馬県人会、上毛倶楽部の設立などに関与し、幹事や相談役を務めた。同郷の政治家福田赳夫元内閣総理大臣とも親交があった。

4 群は、稲葉朝成氏が購入した資料群で、松平大和守家に関わる資料と、稲葉家と姻戚関係にある「牧家」・「門屋家」に関する資料（いずれも松平大和守家家臣）が含まれている。

これら 1 群から 4 群の資料群を総称して「稲葉家文書および関連資料一式」と呼び、その中でも江戸時代に関わる資料群 1 を「稲葉家文書」と呼ぶ。資料の多くは稲葉朝成氏により整理分類され、『稲葉家の六百年』と『結城松平家と家臣団』（氷川書房）（ともに稲葉朝成著、平成 27 年）にまとめられている。それぞれの資料がどのように伝来して

きたかについて、詳細は不明である。しかしながら、戦後、横浜の牧家の蔵から出てきたものを朝成氏が整理したことが上記書籍に書かれている。

稲葉家は、「結城松平家以来」の家臣の家で、松平大和守家の草創から終焉まで、重臣として仕えた家である。なお、「結城以来」の家としては、稲葉家の他に丹下家、行田家の二家がある。

総括すると、稲葉家資料に関する特筆すべき点として、次の内容が挙げられる。

①第9代藩主典則以外の歴代藩主発給の知行宛行状が揃っていること。

②第2代直矩や第4代明矩、第11代直克発給の文書が残されていること。

③姫路から前橋、前橋から川越、そして川越から前橋という国替えの際には、城代や重職あるいは城再築の総責任者として、前橋表御用掛（稲葉隼人朝宗 稲葉家第16代当主。元治元年（1864）6月から御築城御用掛、慶応元年（1865）7月前橋にて病没）を任せられるなど、前橋にとっても重要な転機に名前が挙がる重臣であったこと。

④明治時代には、第4代前橋市長（稲葉秀作朝輝 稲葉家17代当主 嘉永5年（1852）～大正6年（1917））を輩出した家であったことなどである。

この稲葉家の資料が系統的にまとめられ、非常に良好な状態で保存されてきたことは、大変貴重であり、前橋市にとっても重要なことである。

これらのことから、「稲葉家文書および関連資料一式」は、前橋市指定重要文化財の指定基準「古文書の部 ④古文書類、日記、記録類で歴史的又系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの」に該当すると考えられる。

(参考) 松平大和守家に関する文化財の指定状況

松平大和守家に関する文化財指定の状況については別表のとおりである。

	指定種別	指定名称	所在地等	指定年月日
1	県指定	松平大和守家歴代藩主画像附その他画像 10 幅	群馬県立歴史博物館 孝頭寺	平成 24 年 3 月 23 日
2	同上	前橋藩主松平大和守家記録	市立図書館	平成 24 年 3 月 23 日
3	市指定	結城政勝画像	孝頭寺	昭和 48 年 9 月 24 日
4	同上	前橋藩主松平家奉納能装束一式	前橋東照宮	昭和 62 年 6 月 24 日
5	同上	前橋藩主松平家陣羽織	同上	同上
6	同上	前橋藩主松平家軍配	同上	同上
7	同上	前橋藩家老小河原左宮の甲冑附旗差物	個人蔵	平成 4 年 4 月 14 日
8	同上	前橋領主松平大和守家の甲冑	前橋市蔵	平成 24 年 3 月 15 日
9	同上	松平大和守直矩筆絹本著色菊図	孝頭寺	平成 25 年 3 月 19 日
10	同上	松平大和守直矩書写紺紙金泥 妙法蓮華経提婆達多品	同上	同上

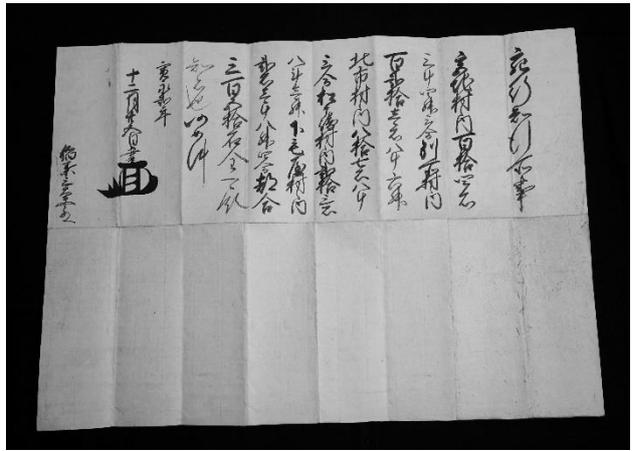
藩政関係資料 1 件、藩主関係資料 8 件、家臣に関わる資料は 1 件のみである。

稲葉朝成家資料分類一覽

分類名	資料件数	資料点数	指定件数	指定点数	附
近世文書 稲葉家文書	78	86	71	77	7 9
稲葉朝成氏購入品	21	21			21 21
牧家文書	10	10			10 10
横浜牧家所蔵資料内 牧震太郎清宏 関連	61	66			61 66
門屋家文書	20	20			20 20
書簡 稲葉茂太関係 (C)・日露戦争関係その他	17	125	7	58	10 67
書簡 大正6年9月 稲葉秀作死亡時の弔辞	3	83	1	82	2 1
絵葉書 1	8	140			8 140
絵葉書 2	1	96			1 96
古写真 雑資料	29	140	12	12	17 128
葉書・封書他	26	50			26 50
住谷磐根・分部順治 作品写真他	4	62			4 62
9 雑資料半透明フアイル	13	13			13 13
ア 美術品・雑貨	11	11	1	1	10 10
古名刺	1	138			1 138
書籍	32	37			
総件数・総点数	335	1098	92	230	211 831

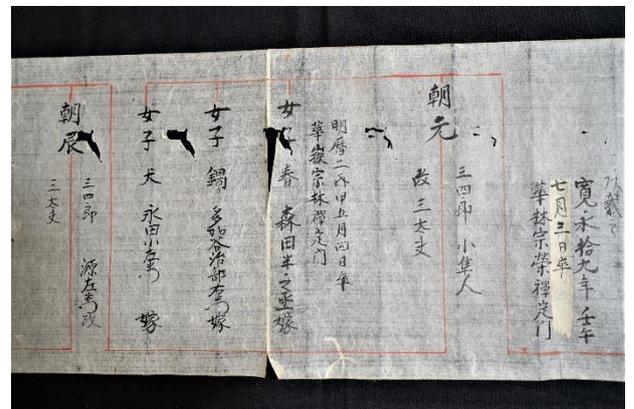
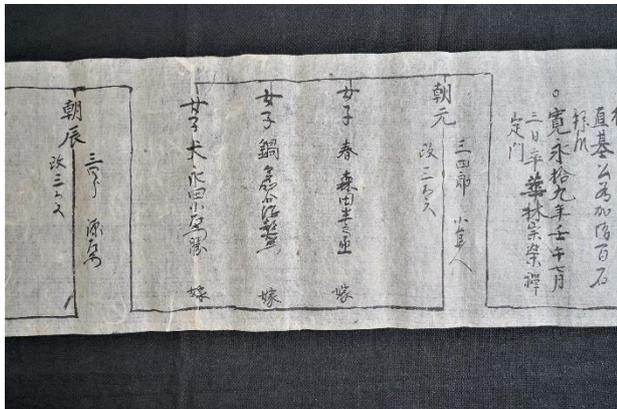
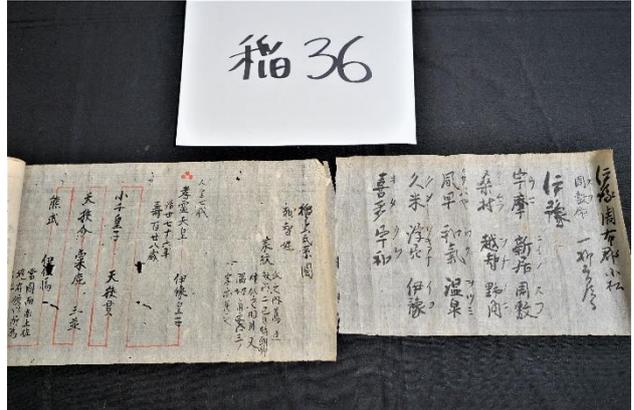
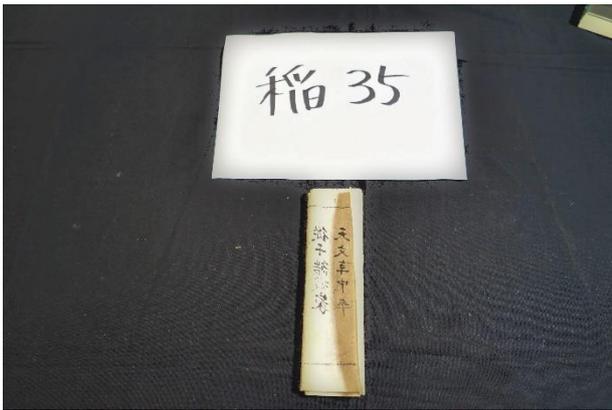


知行宛行状



松平直基 知行宛行状

稲葉家系図



教育委員会4月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水	前橋市交通指導用務委嘱状交付式	14:30～15:00	11階北会議室	学務管理課
2	木				
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	明寿大学入学式		中央公民館ホール	生涯学習課
7	火	市立小・中・特別支援学校始業式・入学式		各学校	学校教育課
		市立幼稚園始業式		各幼稚園	教育支援課
8	水	市立前橋高等学校始業式・入学式		前橋高等学校	前橋高等学校
		市立幼稚園入園		各幼稚園	教育支援課
9	木				
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火	教育委員会定例会	14:30～15:30	市役所11階北会議室	総務課
15	水				
16	木				
17	金	第5回前橋市はたちのつどい企画運営委員会	19:00～21:00	中央公民館507会議室	生涯学習課
18	土				
19	日				
20	月				
21	火				
22	水				
23	木				
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	子ども会育成団体連絡協議会総会	19:00～21:00	総合福祉会館ホール	生涯学習課
28	火				
29	水				
30	木				

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	金				
2	土				
3	日				
4	月	こども春まつり	9:00～16:30	児童文化センター	教育支援課
5	火	こども春まつり	9:00～16:30	児童文化センター	教育支援課
6	水				
7	木				
8	金				
9	土				
10	日				
11	月				
12	火	教育委員会定例会	14:30～15:30	総合教育プラザ22会議室	総務課
13	水				
14	木				
15	金				
16	土				
17	日				
18	月	令和8年度前橋市生涯学習奨励員連絡協議会総会	13:30～14:00	中央公民館ホール	生涯学習課
19	火				
20	水				
21	木				
22	金	市立前橋高等学校開講記念式典		前橋高等学校	前橋高等学校
		青少年健全育成会連絡協議会総会	15:30～17:00	中央公民館ホール	生涯学習課
23	土				
24	日	前橋市郷土芸能連絡協議会総会	14:00～15:00	桂萱公民館ホール	文化財保護課
25	月				
26	火				
27	水				
28	木				
29	金				
30	土				
31	日				

令和 7 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

文化財保護課

会 議 名	令和 7 年度第 2 回前橋市文化財調査委員会議
日 時	令和 8 年 2 月 3 日 (木) 午前 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所	文化財保護課 2 階 大会議室
出 席 者	村田委員長、能登委員、右島委員、須永委員、野口委員 事務局：高松次長、神宮課長、他 7 人
議 題	<p>1 諮問・審議 (1) 前橋市指定重要文化財の指定について 稲葉家文書および関連資料一式</p> <p>2 議事 (1) 今年度の文化財調査について (2) 主な実施事業 ①臨江閣補助事業 (防火対策工事) ②令和 7 年度上野国府等範囲内容確認調査事業 ③文化財普及啓発事業 (3) その他 ①文化財保存活用地域計画について ②令和 7 年度臨江閣の管理・運営事業等について (4) 次年度の主な実施予定事業 ①臨江閣補助事業 (防火対策工事) ②上野国府等範囲内容確認調査事業 ③文化財指定についての検討</p>
結 果 概 要	<p>1 諮問・審議 市指定重要文化財候補「稲葉家文書および関連資料一式」の指定について諮問・審議を行い、全会一致で指定が妥当であるとの答申が出された。</p> <p>2 議事 ○令和 7 年度の文化財調査及び主な実施事業について報告を行い、委員より了承を得た。 ○文化財保存活用地域計画の進捗状況と臨江閣の管理・運営事業について、報告した。 ○令和 8 年度実施予定事業について、説明を行った。</p>
主 な 意 見 等	<p>○指定資料については、今後デジタルで公開することを考えてほしい。 ○ザゼンソウ保護区では、アズマネザサを除去した方が良い。 ○文化財保存活用地域計画では、「これが前橋」というものがほしい。</p>

第2期 前橋市学校教育情報化推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果
について

学校教育課

1 意見募集期間

令和8年2月2日(月) ～3月2日(月)

2 意見提出者及び意見数

- ・意見提出者数：7人 (Google フォーム7人)
- ・意見提出件数：7件

3 意見の概要及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>○ICT 活用の利点は認めつつも、家庭での制限が難しい SNS や動画、不適切な検索といったデメリットに真剣に向き合い、保護者の切実な声に寄り添った対策を重視してほしい。</p> <p>○親が管理・制限できない端末により、学習外の誘惑や家族間のトラブル、視力低下などの健康被害を招いている現状を重く受け止めてほしい。</p> <p>○連絡用として持ち帰る必要があるなら、学習に関係ない機能の厳格な制限や、保護者が管理権限を持てる仕組みの導入など、現実に即した改善を検討してほしい。</p>	<p>ICT 活用の学習外の利用や健康被害、家庭での管理の難しさといったご指摘については、児童生徒の健全な育成における大切な視点として重く受け止めています。本市では、長期休業前の啓発チラシの配布や学校での日常的な指導を行うとともに、端末の視聴制限を実施し、適切な利用の定着に努めてまいりました。今後も、学習に関係のない範囲での機能制限の在り方や、保護者による管理の在り方などについて、どのような対応が可能か、検討を進めていきます。</p>
2	<p>○現状は端末の重さによる身体への負担や姿勢悪化が懸念されているため、デジタル化によって持ち歩く教科書を減らすなど、子供の健康面への配慮を検討してほしい。</p> <p>○低学年にとって端末の重量は心身の大きな負担となっているため、登下校の安全や健康を考慮し、学校ではデジタルに頼りすぎない教育環境を大切にしてほしい。</p> <p>○ICT 活用の推進に賛同する一方で、成長期に</p>	<p>端末の持ち帰りに伴う重さや姿勢への影響については、児童生徒の健康面の大切な視点として受け止めています。各校では、必要に応じて教科書や教材を学校に残すことができる運用など、持ち物の負担を軽減する工夫を行っています。今後は、発達段階や学習の状況を考慮し、小学校1年生においては、端末の学校保管を可能とするなど、柔軟に対応します。あわせて、紙媒体とデ</p>

	<p>おける長時間の前傾姿勢や視覚負担が、身体発達や集中力、心身の健康に及ぼす影響への配慮を重視してほしい。</p>	<p>デジタル利用の在り方についても検討していきます。</p>
3	<p>○身体面への配慮は、児童生徒の意欲向上のみならず、教職員の健康維持や負担軽減にもつながるため、市全体として統一された方向性を共有することを検討してほしい。</p> <p>○実効性を高めるため、実態把握やガイドラインの策定、専門職と連携した研修やモデル事業の実施などを、今後の施策における検討事項として位置付けてほしい。</p>	<p>ICT活用の推進と、児童生徒・教職員の健康維持の両立は本市の重要課題です。視聴負担や学習姿勢への配慮については、健やかな教育環境を整える上での大切な視点として受け止めております。今後は、教職員の負担軽減や健康増進を図るため、関係機関や他自治体からの情報収集に努めてまいります。これら外部の知見や事例を参考に、各校における効果的な支援策を講じたり研修を実施したりしてまいります。このような取り組みを通じ、心身の健康と調和した教育環境の構築に向け、教職員への支援に努めます。</p>
4	<p>○入学時の説明から数年経ってもデジタル教科書が未導入のままであり、家庭学習での利便性向上のためにも、具体的な導入見通しを明らかにするなど進展を重視してほしい。</p> <p>○端末を毎日持参させている現状に見合うよう、宿題や復習で教科書データを閲覧できるようにするなど、より実用的で効果的な活用環境の整備を大切にしてほしい。</p>	<p>デジタル教科書の導入については、国の方針や各教科書会社の提供状況を踏まえ、計画的に進めていく必要があると考えています。導入時期や活用の在り方について検討していきます。また、児童生徒が無理なく家庭学習に生かせる授業づくりや学習用コンテンツの充実に努めていきます。</p>
5	<p>○諸外国での学力低下による揺り戻しの事例を教訓に、安易なICT導入ではなく、基礎学力を着実に養うための「紙を用いた学習」の価値を改めて重視してほしい。</p>	<p>紙を用いた学習には、基礎的な知識の定着や集中して取り組む姿勢を育てるうえで大切な役割があると受け止めています。一方で、デジタルの良さを生かすことで学習の幅が広がる場面もあることから、学校では紙とデジタルの双方を目的に応じて組み合わせながら活用しています。今後も、児童生徒の発達段階や学習内容に応じて、紙の学習の良さを大切にしつつ、無理のない形で適切な活用のバランスを考えていきます。</p>
6	<p>○ICT活用による効率化は期待できるものの、世代間によるスキル差や導入までの負担感</p>	<p>教職員が安心してICTを活用できるようにするためには、教職員のスキルや経験の違</p>

	<p>を考慮し、教職員への十分な研修機会を確保してほしい。</p> <p>○研修だけでなく、現場を支える ICT 支援員などの人的支援について、具体的な予算措置を含めた実効性のあるサポート体制を重視してほしい。</p>	<p>いに応じた学びの機会や支援体制が大切であると受け止めています。市では、基本的な研修の実施や、学校の ICT 活用を支援するスタッフによる機器設定やトラブル対応などの支援を行っています。今後も、学校現場の状況や課題を踏まえつつ、研修内容の充実や ICT 支援員の資質向上を図ってまいります。</p>
--	---	---

※取りまとめの都合上、同様のご意見をまとめた上、適宜要約しています。

令和8年度 市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について

1【実施状況】 検査日:令和8年2月19日(木)、20日(金) ※合格発表:3月4日(水)

入学年度	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
		市内	市外	合計		市内	市外	合計
R8	240	188	82	270	1.13	165	75	240

【参考】

入学年度	募集人員	志願者の市内市外の内訳			倍率	合格者の内訳		
		市内	市外	合計		市内	市外	合計
R6	240	161	77	238	0.99	161	77	238
R7	240	223	70	293	1.22	180	65	245

2【合格者合計】

入学年度	募集人員	合格者の内訳		
		市内	市外	合計
R6	240	161	77	238
R7	240	180	65	245
R8	240	165	75	240

第 4 回 前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について

生涯学習課

会 議 名	第 4 回前橋市社会教育アドバイザー会議
日 時	令和 8 年 2 月 4 日（水） 1 5 時 0 0 分から 1 6 時 3 0 分
場 所	オンライン開催（ホスト:中央公民館 5 0 6 学習室）
出 席 者	（委員） 牧野委員長、井熊委員、佐藤委員（対面）、茂木委員（対面） （市教委） 吉川教育長、酒井指導担当次長、宇次生涯学習課長、他 2 人
会議の目的 （開催趣旨）	本市社会教育について今日的・全国的課題と地域的課題の両面から検討し、社会教育にかかる目標設定の指針となる中・長期的なビジョン（社会教育ビジョン）をまとめるため、有識者から助言を頂き、意見交換を行うこと
主な議題	1. 前橋市における社会教育ビジョンの策定に向け、「社会教育とは何か」「社会教育が今の時代にいかに必要なものか」「市民の学び合いをどのように充実させるか（どこで、誰が、どのように支援するか）」の三点を中心に議論した。 2. 社会教育アドバイザー会議の今後の進め方について協議した。
結果概要	1. 牧野委員長ほか各委員から、多くの意見が出され、共有された認識、課題として認識された点、今後さらに検討が必要な論点などが抽出された。 ※主な意見等は以下の通り 2. 社会教育委員を交えたりサーチと議論の必要性があり、令和 8 年度上期も継続しての、社会教育アドバイザー会議の開催が合意された。
主な意見等	(1) 共有された認識 ・社会教育は、学校教育の補完ではなく、人々の関係性やつながりを支える社会の基盤（インフラ）として位置づけられるものである。 ・「前橋らしさ」は、あらかじめ定義されるものではなく、前橋なりの実践や試行錯誤を積み重ねていく過程そのものが、結果として形づくられていくものである。 (2) 課題として認識された点 ・「学び」「教育」という言葉が、学校教育的なイメージに引き寄せられやすく、社会教育が目指す関係性や生き方全体を十分に表現しきれていない。 ・若年層や現役世代など、社会教育との接点を持ちにくい層への関わり方について十分な整理ができていない。 (3) 今後さらに検討が必要な論点 ・行政に限らず、市民、NPO、企業など多様な主体が、それぞれの立場で学びを支えている実態を、どのように可視化し、共有していくか。 ・市民の学び合いをどのように充実させるか、どこで、誰が、どのように支援するのか。 次回以降の会議で、上記(2)の課題も含めてより具体的な議論を深めていく必要があることが確認された。

令和 7 年度第 3 回前橋市公民館運営審議会の開催結果について

生涯学習課

日 時	令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) 1 3 時 3 0 分～1 4 時 1 5 分
場 所	中央公民館
出 席 者	(出席委員：10人) 持田副委員長、宮崎委員、三上委員、須藤委員、林委員、井上委員、 生方委員、天宮委員、池田委員、羽鳥委員 (欠席委員：3人) (事務局：6人) 宇次生涯学習課長、他 5 人
議 題	「地域学校協働活動と公民館」への答申書(案)について
結 果 概 要	事前に各委員に送付してあった令和 6 年度・令和 7 年度前橋市公民館運営審議会答申書(案)について、各委員から意見を聴取した。 今回の会議の中で出された意見については答申書に反映することとし、最終的なまとめは、持田副委員長に一任された。 主な意見等は以下の通り
主な意見等	○今回の諮問「地域学校協働活動と公民館」での協働というのは、事業で何をするということだけでなく、今後それがどんな学びを生み出して行くかという視点を意識的に共有して行くことが大切だと感じる。そして公民館は、調整役であると同時に地域の学びを身につける存在であり、地域の学びを繋ぐ専門機関だと思うので、その視点がさらに明確になっていくと良い。 ○学校現場も働き方改革があり、公民館や地域とともに何かを行うことが現実では困難な学校もあると思う。 ○来年度から小学校の時間割変更に伴い、学校の朝活削減で読み聞かせ活動が縮小するようだが、読み聞かせは子どもの学びにも良い影響を与え、地域と学校との大きな一つの協働だと思う。 ○小学校の時間割変更に伴い、下校時刻が早まることにより、働く家庭への負担増が懸念されるので、公民館による子どもの居場所づくりの重要性が高まっている。